

(議決事項 )

平成 30 年 4 月 24 日

「職員の給与等の支給の基準」の一部改正について

平成 30 年 6 月 1 日から、「職員の給与等の支給の基準」を別冊のとおり一部改正することとしたい。

については、「定款第 13 条第 1 項第 1 号タ」の規定により、議決を得たい。